

法務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見				
						制度の所管・関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
2	国際ビジネス機受入の際のCIG業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に関して、出入国の際に必要な税金、入国管理、検疫のいわゆるCIG業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】CIG業務は、開港法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前であったり変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対しては、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものがある。 【改正の必要性】国際ビジネス機に関り、空港管理者である自治体がCIG業務を行うことができない。国際ビジネス機に関り、空港管理者である自治体がCIG業務を行うことができないよう、権限を移譲し、臨機応変なCIG業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものがある。 【効果】運航計画の策定も調整も行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、高い機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の活用促進などがある。 【理念の浸透策】移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がしっかりしており、搭乗人員も少ないことから県の体制で出入国審査を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条、同法第15条の3、検疫法第4条、植物防疫法第6条、第9条、家畜伝染病予防法第38条、第40条	【提出資料】国際ビジネス機運航支援基金の反応(佐賀県調査) 【関係する政府の取組】国交省「ビジネスジェットの推進に関する委員会」中間報告(H22.6)、観光国実現に向けたアクションプログラム2014(H22.6)、日本再興戦略(改訂2014)(H22.6)	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県	C	対応不可	○入国管理側では、観光立国の実現に向け、厳格さを維持しつつ、迅速かつ円滑な出入国審査を実施するため、空港向けに出入国審査員の増員、全国規模で研修資源を確保するなどの体制整備が実施されている。 本年7月には、審査待ち時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査委員の増員を図り、位置調整を確保する福入国管理職員出張所についても、5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう、体制を強化したところ。 今後とも、出入国審査の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう、所要の体制充実に努めていく所存。 ○一方、外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事務の性質上、いちは地方公共団体に権限を譲渡する判断にはないから、国が自ら行うべきである(業務の特殊性)。加えて、出入国審査には、出入国管理及び難民認定法を始めとする関係法令や法務文書に関する知識、偽造旅券の鑑別能力など専門的な知識を要する(高度の専門性)としており、当該権限行使を地方公共団体に委譲することは困難であり、このことは、出入国の手段がビジネスジェットである場合でも変わりがない。 ○また、出入国管理に係る権限を地方公共団体に委譲することは、「国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委譲しよう」という趣旨の地方自治の基本原則(地方自治法第2条の2第2項、地方分権改革推進法5条1項)とも整合しないように思われる。	○入国審査委員の増員については、感謝申し上げます。しかしながら、増員によって、当該提案のビジネスジェットに対する臨機応変対応が可能となるか不明であり、増員によってどの様な対応をとっていただけるのか早急にご示しいただきたい。 ○「事務の性質上、地方公共団体が担い得る業務の判断ではない」との回答であるが、国民であることを示す戸籍事務、旅券発行事務も法定受託事務として市町村、都道府県が実施しており、国自らでなければ行うことができないとは言えない。 ○専門性については、関係法令をはじめとする知識の習得については、例えば入国審査員OBを当該で活用することや、職員研修派遣により習得できると考えており、業務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。 ○当該提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIG体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不足部分の規模は国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当該提案のこうした意図を察せ止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		
801	医師臨床研修制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床研修制度への追加や、外国人医師の臨床研修期間の弾力的運用を可能にすること。	【現行】外国人医師等が行う臨床研修は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、親子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】「制度改正の必要性」親子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。その中で親子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要であるが現在の臨床研修制度ではこのような人材は対象となっていないことから、親子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。 また、現状の2年という臨床研修期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床研修期間の弾力的運用は必要である。 【効果】親子線治療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床研修制度への位置付けが必要と考え、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床研修制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床研修制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)		厚生労働省、法務省	兵庫県 徳島県	【共同提案】	C	対応不可	「研修」の在留資格の在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和59年法務省令第54号)別表第二、1年、6月又は3月と規定されているところ、医学物理士の活動であることのみを理由に、同法務省省令の特例として「2年」の在留期間を定めることは困難である。 研修が1年を超えられて、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の可否については、必要性等を審査した上で個別に判断する。	親子線治療を行う人材の育成には、医師を始めとした治療スタッフ全員を対象としたチームとしての研修が不可欠であるため、「外国人医師等臨床研修制度」と同期間の在留期間とすることが必要である。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
6	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地価の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市町村が行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができない法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書の交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を「直接」行うことは、法により制限されている。 本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。	不動産登記法第19条及び第20条、商業登記法第10条及び第12条		法務省	新見市	C	対応不可	登記事項証明書等の交付事務は、法務局庁舎内におけるものと法務局証明サービスセンターにおけるものとを問わず、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から包括的に民間委託が実施されており(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公法」という。))第33条の2)、改めて地方公共団体に権限を移譲することは、適ではない。 なお、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度(登記情報提供サービス)を整備しているところである。	市町村が直接実施する場合、委託業者の作業スペースが不足になり、既存の假想的な事務環境を維持し、また準備を行うことができる。民間委託より費用削減が見込まれるなどの利点がある。 なお、法務局証明サービスセンターについては、設置基準があり、基準を満たさない自治体は、導入することができない。現に本市においても設置基準を満たさないため、導入できない。加えて、国の出先機関の設置により、岡山県地方法務局新見支局が廃止され、市民は約40km離れた高梁支局まで行かなければならない大変不便な状況である。このような市民(国民)に不利となる廃止・移譲は承認できない。 以上のことにより、移譲が困難というのであれば、民間委託ではなく希望する市町村に対して委託できるようにすることを要望する。 また、郵送やオンライン請求等の制度が整備されているが、郵送だと時間と手間がかかることや、インターネットでは、高齢者がパソコン操作に不慣れなことなど、不便な点もある。さらなる利便性の向上のためには、市町村の窓口で各種証明書を交付できる環境整備が必要と考える。			

法務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項88項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		留意事項 (平24対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	備考
2			<p>○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、扉前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。</p> <p>○ CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定委任事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何が具体的な支援はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>佐賀県が観光立国実現等の観点から、ビジネスジェットの誘致に向けて御尽力されていることについては、十分理解しており、入国管理局としても全面的に協力をしたい。</p> <p>佐賀空港については、福岡入国管理局佐賀出張所(佐賀市内所在)が管轄しているが、同出張所は、平成25年度増員要求で、平成26年7月の緊急増員で5名の措置を行い、平成25年度と比較すると3倍の職員数(9名)となった。</p> <p>また、一週間のうち、定期便が就航している月、水、金、土、日には、7名の職員が佐賀空港にいるほか、定期便のない火、木にも、佐賀市内所在の出張所には職員が常駐しており、常時職員と連絡が取れる上、空港に職員を派遣することが可能な状態にある。</p> <p>さらに、同出張所は空港まで車で30分の位置関係にあるほか、管轄は佐賀県のみであることから、急遽就航が決定するビジネスジェット等についても速やかに、十分な職員を派遣することが可能である。したがって、臨機応変の対応が十分可能であり、御懸念には及ばないと考えます。</p> <p>以上のとおりであるから、出入国審査に関する権限移譲を行わなくても、佐賀県におけるビジネスジェットの誘致(休日、深夜、早朝の受入れを含む)は実現可能であると考えている。むしろ、佐賀県には、運航会社からの就航情報を前広に当局へ伝達する形で、御協力いただきたいと考えている。</p>	4【法務省】 (1)出入国管理及び難民認定法(昭26令319) 国際ビジネス受入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。	通知	平成27年2月2日	平成27年2月2日、佐賀県を管轄するCIQから、関係職員に通知文書を手交した。
801				C 対応不可	<p>「外国人医師等臨床研修制度」における位置付けで研修を行うために在留資格「研修」が付与された者も、その在留期間は最長1年であり、研修が1年を越えるとして、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の可否については、必要性等を審査した上で個別に判断しており、一般的には、その必要性等が認められたら、在留期間更新許可が与えられるものとする。このことは、医学地理士として活動するとして、在留資格を付与された場合であっても同様である。</p>				
6	【全国市長会】 市への取組については、提案団体の提案のとおり、手挙げ方式とするべきである。			C 対応不可	<p>登記事項証明書等の交付事務は、国(登記官)が行う事務であるが(不動産登記法第119条第1項等)、公サ法において特例を設け(同法第3条の2)、現在、公ササービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に基づき、公ササービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行う一つ(同法第4条)、包括的民間委託を全国的に実施しているところである。</p> <p>これに加え、法務省としては、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度(登記情報提供サービス)を整備していることに加え、公サ法に基づき、登記事項証明書等の交付事務について包括的民間委託を実施することにより、サービスの質と利用者の利便性の向上に努めているところである。</p> <p>御提案のように、国の行政事務を地方公共団体に委託することを可能とするには、公サ法等において民間事業者に加えて地方公共団体への委託も可能とする等の制度的な見直しが必要と思われるところであり、現行制度の枠内では、御提案に対応することは困難である。</p>	4【法務省】 (2)不動産登記法(平16法122)及び商業登記法(昭28法125) 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務(不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条)については、競争の導入による公ササービスの改革に関する法律(平16法21)に基づき民間委託との関係や行政の効率化の観点に留意しつつ、登記所等が遠隔地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書等の交付を受けられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、平成27年中に結論を得る。	改善方策を提案済み	平成27年2月	住民サービスの改善方策として、競争の導入による公ササービスの改革に関する法律に基づく民間委託により登記事項証明書等の交付事務を実施する民間事業者が、希望する地方公共団体の地域において、費用の負担など当該地方公共団体の協力の下、法務局証明サービスセンターを設置・運営することを可能とした。



管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		議決結果	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答	(第269回方針(第27.130回議決)後特)	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	備考
						※平27対応方針(第27.122回議決)に記載があるものは当該様式を「平27」として併記 ※平28対応方針(第28.1220回議決)に記載があるものは当該様式を「平28」として併記			
295	【全国市長会】 電話予約による交付については、本人確認等において課題があるため難しいと考えるが、住民が利用しやすいよう、提案団体の意見を踏まえた検討を行うこと。			E 提案の実現に向けて対応を検討	本人等請求(戸籍法第10条第1項)により、オンラインで交付請求された戸籍謄本等について取次所で引渡しを行うには、交付時に請求者本人から本人確認書類が提示され、提示された書類によって本人確認をすることができるとある。 また、本人等請求により、戸籍謄本等をファクシミリで請求するには、請求者が交付請求書とともに本人確認書類を送信し、交付時にも本人確認書類の提示があり、請求時に送信された本人確認書類の写しと提示された本人確認書類とが一致することが必要となる。加えて、市区町村に交付請求書が送達されたときに、市区町村側でファクシリスを受信したことを適時に認識できる仕組みや、受信した交付請求書がその他の送信された書類と紛れないようにする仕組みなどを構築する必要がある。 以上の体制を整備した場合は、提案の取扱いを認容する余地はあるものと考えられる。	6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍謄本等の交付の請求(10条1項)については、申請時及び交付時に適切な本人確認が行われる体制等が確保されていると法務局が判断する場合には限り、オンラインやファクシミリによる交付申請が可能であり、特定の市区町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市区町村に周知する。			地方公共団体からの提案を受け次第対応
433	【全国市長会】 事務処理の混乱等の懸念が考えられる。提案内容に関し、住民の利便性の向上にむけた十分な検討が必要である。			C 対応不可	交付停止処理は、本来、非本籍地で受け付けた戸籍届書についても、本籍地に提出された場合と同様に、届書が提出時点で行うことが戸籍の権限性確保の目的からであることから、非本籍地で交付がされた時点で非本籍地から本籍地に対して連絡の上、本籍地において行うことが望ましい。 しかし、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付停止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。すなわち、各市区町村毎に戸籍情報を管理し、市区町村間で戸籍情報を共有しない現状において、非本籍地の届出についても本籍地に届出がされたときと同様の交付停止処理を実施することは困難である。 一方、本籍地として自ら受け付けた届書については、自らの責任において交付停止処理をすることができるものであるから、戸籍制度の権限性を極力損なわないための措置として交付停止処理を実施すべきである。非本籍地の届書も交付停止処理をしないのであるから、本籍地の届書も交付停止処理をする必要がないとの理業者の主張は、公益制度の在り方として好ましくないことから、交付停止処理を行わないことは認められない。 したがって、開庁時間外にコンビニ交付を実施することは、現行規定上、可能であるが、開庁時間外に提出された届書についても、時間外窓口において交付停止処理を行う必要がある。もともと、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることを検討する中で、住民の利便性の向上を図る検討をしてまいりたい。				地方公共団体からの提案を受け次第対応
833	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重すること。なお、ICFの利活用等により、職員が適正な指示を行うことができるかなど、十分な検証が必要である。			E 提案の実現に向けて対応を検討	戸籍事務は、その実施が国の義務に属し、国においてその適正な執行を特に確保する必要があるものとして法律により特に定められているもの(第一号法定委任事務)に当たることから、国が責任を持って適正な事務処理体制を確保する必要があること。市区町村職員が常駐していれば、不測の事態において、臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていると評価できるものと考えられるが、これと同等の体制が確保されているものと評価できる場合には、これを認める余地もあられるものと考えられることから、個別案件として管轄の法務局に対して照会されたい。	6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍事務の一部を民間事業者に委託する場合には、不測の事態において市区町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると法務局が判断する場合には限り、必ずしも同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であり、特定の市区町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市区町村に周知する。			地方公共団体からの提案を受け次第対応

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
834	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に 係る報酬額	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等において困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。事例がない困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事例については委託することが可能と考ええる。	(総務省関係)平成20年9月31日付総務省第75号、第9号付随文、総務省令第4号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に關して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月8日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に關する取組の進捗について」 (法務省関係)平成25年12月25日付法務省第一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することができる範囲について(通知)」	総務省、法務省	三鷹市	C 対応不可	戸籍簿本等を交付するか否かの要件該当性の判断は、事実上の行為又は補助的行為に該当せず、市区町村職員の判断が必要となる業務であり、市区町村職員の間で行く取組処分されるべきでないから、提案に反映はされない。					
661	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限を指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	【制度改正の経緯】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限を全国にわたる地方自治体に一律一斉に移譲する事案としたが、一方、「全国一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第1次意見の対立とならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が業務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、兼任した委員が、各市町村への帰属意識を伴わずにいる場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の結果、依然として支障がある状況に変わりはない。 【制度改正の必要性】 事務権限を全国にわたって移譲することで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担うことで、人権擁護委員に基礎自治体の人権意識を醸成する意識啓発の効果が期待され、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることが可能となるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。 【制度改正の留意点】 市町村独自の制度である人権オンブズパーソン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることが可能となる。 【留意点の解消】 必ずしも移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手挙げ方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。 また、法務大臣発表等を機に、あるいは職務対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。	人権擁護委員法第6条	法務省	川崎市	C 対応不可	当省では、人権擁護委員の委嘱に関する事務について、全国の地方自治体に一律一斉に事務権限を移譲するが、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断の提供等がされる仕組みが新たに構築される必要があるとした。 これに對して、全国市長会及び全国市町村長会は、「国が公的義務である」、「市町村長は、議会意見を聞いて候補者を推薦しており、市町村から委託に他機関に委嘱を求めるとは、議会権限に反する」、「法務大臣が委嘱し、指導監督を受ける上、国による監督が重要である。議会の意見を踏まえ、「指導、指導を促進すべきものと整理された。 なお、人権擁護委員の活動の一貫した水準を確保するためには、委嘱事務の仕組みを全国的に統一され、人権擁護委員の委嘱に当たり、国(法務大臣)が統一した判断が必要不可欠である。議案主の求める措置内容の趣旨は、必ずしも明らかでないが、委嘱事務の仕組みが市町村によって異なることは、全国的な水準の確保の点から問題があるが、事務の継続を担う事務の効率化の点から問題があるが、手挙げ方式により移譲を希望する市町村のみ事務移譲することは適切ではない。 なお、人権擁護委員は、日本国憲法の理念にのっとった国の重要な施策であり、国が行う人権擁護活動の一環として人権擁護委員としての活動は、国の職務である。一方、人権擁護委員は、地域に根ざった人権擁護活動を通じて、地域住民の福祉に寄与するものである。人権擁護委員活動を推進する上で、人権擁護委員の選出の場には、選挙制度であるの認識の下、人権擁護委員の活動及び役割について、推薦団体である市町村と連携を求めるとともに、委員の能力の向上に努めているところだが、引き続き選任者の確保について周知する必要があると考えている。	指定都市市長会では、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市へ事務権限を一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自主的、効果的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できること等を基本的な考え方として、平成22年10月に「国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)」に対する指定都市市長会の提案」を国に対して行い、指定都市が優先的に移譲を求めた事務・権限(重点項目)として、「人権擁護委員の委嘱に関する事務」を掲げたものである。また、全国市長会から「移譲すべきの意見と国が引き続き実施すべきの意見の両意見が出され、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやるべきことが可能。」との意見を国に提出している。この本件としては、これらの経過を踏まえて、全ての指定都市を移譲対象とすることを前提として、手挙げ方式により移譲を希望する市町村に事務移譲するとの提案を行ったものである。懸念事項とされる全国的な水準の確保等については、国・地方の両方が事務を行った場合にも水準が確保できるよう統一した判断基準を設けることと考案している。 なお、居住する市町村を区域とし、大臣が委嘱する委員として行政相談委員や民生委員などの制度があるが、人権擁護委員候補者の推薦に限りて市町村長が議会の意見を踏まえて必要と認めているのは、人権擁護委員だけであり、このように推薦手続に差を設ける合理的な理由が明らかとされていないため、人権擁護委員候補者の推薦に当たり議会の意見を聞く(義務付け)の廃止を求める取組からの提案について賛同する。				
662	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう見直し・改正を行う。 また、委託要綱や実施要綱の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れたための仕組みを導入する。	【制度改正の経緯】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付金交付金による財源措置でないという見解を示し、平成26年9月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要綱の改正が行われた。 【支障事例】 平成26年の見直しにおいて、自由度の面での委託要綱の改正を行ったが十分でないこと、実施要綱の改正に伴いラッピングバスの運行が削減されたこと、また課題に対する講義料削減の上昇額が5万円に決定されていることなど、依然として、事業執行に当たって課題となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業を実施している地方の意見を採り入れる場が限られていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すものとなっていない。 【制度改正の必要性】 地方の自由度を高めるために委託要綱等の見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施など創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が期待される。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に即した事業を実施することが可能となり、全国一律の事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと判断されるが、大都市では効果的である。 また、地方の意見を採り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。 【留意点の解消】 留意点なし。	人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託実施要綱	法務省	川崎市	C 対応不可	全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保するためには、あらかじめ地方公共団体が策定した事業計画を法務省が査定し、委託人採入を行うこととする。地方公共団体の事業計画は、財源措置が相当であること、この旨を維持しつつ地方委託費の執行の自由度を高める方針として、平成26年3月10日に人権啓発活動地方委託要綱の改正を行ったものである。 しかしながら、種別別の委託費につき、承認を一切不要とする一方で、一方の側面であり、全国で一定水準の啓発活動が実施されることを担保しようとする地方委託費に異なる財源措置の制度意識を効果的にすることについては、認めることは困難である。 また、講義料等の削減の上限の見直しについては、近時の財政事情の下、講義料等にとらえない各個人権啓発活動を全国で実施する観点から、認めることは困難である。 なお、地方公共団体の意見については、法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会や委託事業実施計画作成時におけるワーキングの機会に法務局・地方公共団体を通じて随時持つこととして制度の適切な運用に努めているところである。	種別別の配分変更の承認については、全国で一定水準の啓発活動が実施されることを担保しつつ、地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すために一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは可能である。 講義料等の削減の上限の見直しについては、講義料等にとらえない各個人権啓発活動を全国で実施することが優先されることは理解できる。ただし、「ラッピングバスの運行」を削減した理由が明らかとされていない。 なお、人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の意見聴取に對して回答する機会を特に設けられていないことから、地方の意見を採り入れる新たな仕組みを導入することにより、委託要綱等の効果的な見直しにつながる。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案事業検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		議決結果 (平27対応方針(平27.12.22閣議決定)後特記 ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該議決を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該議決を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	備考
834	【全国市長会】 平穏な事業については、委託できるよう、提案団体の意見を尊重し、検討すること。			C 対応不可	第1次回答で回答したとおり、提案には応じられない。 なお、平穏な事業であるか否かは、判断による結果の問題であり、その判断自体を市町村職員が行う必要があることを説明しているものである。				
661	【全国市長会】 人権擁護委員の委嘱については、全国一律の権限移譲は行うべきではない。			C 対応不可	【事務権限の移譲】 市町村の提案である全国市長会からの意見は、人権擁護に関する事項について、平成22年7月に提出されたものであるが、その後の検討を経て、平成25年6月には、人権擁護に関する事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事項については、「現状が改善的である。」「全国的な意見から公平な検討が必要であり、適切・公平な制度である。」「議決を委嘱を担って実施しており、市町村から他の機関に意見を求めることは、議決権に移るもの。」「当該大臣から委嘱され、指揮監督を受けるは、国において実施する必要があると認められ、意見書は当該事項に関する重要な事項である」との理由が付けられた上、当該移譲を見送るべきとして回答があったものと承知しているが、これらの理由は、全国一律の権限移譲の観点のみならず、平準化方式による事務権限の移譲に関する点においても発生する問題である。 また、平準化方式を採択した場合、選任制度の下では、経過措置内の弁護士会及び弁護士会人権擁護委員選考会に対する意見書採決等は法務局・地方司法関係内において一括して行っていたものを、市町村と国が併行で行うこととなり、弁護士会等団体に対する国側(国費)の統一が困難、事務権限が併用になるなど、行政事務の効率性を著しく阻害し、国費から、重役との非難も免れられないものとなる。 したがって、平準化方式による事務権限の移譲は適切ではないと考える。 【議決の意見を聞く義務付の廃止】 人権擁護委員は、人権擁護を行うに必要の職務的職務を補完する人権犯罪事件につき、対立当事者間の紛争を調停して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕の精神で主として援助等を行う公益的職務の地位は大きく異なり、国の選任に依拠した職務を専ら執行する立場から、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。 国選委員の委嘱の権限に関しては、国選委員選考会委員の意見を求めるとともに、人権擁護委員の委嘱の過程で定められる市町村の議決の意思の聴取は、これに相当する機能を果たす。以上より、市町村長が人権擁護委員の選任に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員選考会第3項の規定を改正することは困難であると考える。				
662	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 また、財政措置の充実を図ること。			C 対応不可	地方公共団体において策定される事業計画は、各地で生じている人権課題を踏まえ、人権啓発効果のみならずコスト面についても十分に検討した上で、策定・提出されているものと理解している。すでに種別別・経費配分変更にとまるものについて承認を不要としているところ、この経費配分変更を超えて事業計画を変更することは、実質的に新たな事業計画を策定するものと評価せざるを得ないことから、新たに一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは困難と考える。 また、ラッピングバス事業については、事業経費規模が大きい反面、事業の効果について否定的な意見があったところ、効果検証を行った結果、全国各地で実施すべき事業としての効果が認めらなかつたため地方委託事業としては廃止したものである。平成26年度からは新たに電案内又はバス車内における交通広告を事業化するなど、地方公共団体が効果的な啓発活動を行えるよう、随時事業内容の追加変更を行っているところである。 なお、ネットワーク協議の席上等で地方公共団体から提出された意見については、法務局・地方法務局を通じて随時把握し、制度の適切な運用に努めているところであるが、法務局・地方法務局に対して、ネットワーク協議会の充実を指示し、引き続き相互に意見交換ができるよう努めたい。				



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
15	人権擁護委員推薦の 議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも適任者と思つて推薦したくともなかなか了解を得られないこともあり、かなりの日程が必要である。併せて、議会に承認を得るためには任期満了の半年以上も前から選任の作業にかり、議会提案のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業を少しでも省略することができれば、本人の了承を得たのちすぐに法務大臣への推薦が可能となり、手続的に負担が軽減される。また、議会提案では承認されなかったことはいない問題ないと思われる。	人権擁護委員法第6条第3項		法務省	横浜市	C 対応不可	人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ。これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・捜査に際して、被害者・被害者家族に接して行うことが期待される立場にあることに加え、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。 なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の要綱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村議会の実情等に応じて、市町村議会の意見を聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聴くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。	人権擁護委員を議会推薦に因らない場合、民主的な方法でない、一党派に偏る等のご心配があると思われ、6条前段に候補者の推薦範囲について定められておらず、また、第4項で推薦者が適当でない認めるときは、法務大臣は他の候補者の推薦を求めることができるとして、議会推薦をなくとも適正な人選が行えるものと考えます。 また、人権擁護委員の選任については、管内法務局からは、満了日の9か月前に候補者の推薦についての案内が届きますので、そのころから委員の要綱に向けてのお問い合わせ、候補者の再任がいただけないと、新たな候補者の選任となりますのでかなりの時間を要しているのが現状です。また、議会開催の提案期限に間に合わないようなことが起きれば、3か月の要綱が遅れることとなります。 仮に、再任の承認を早めたいとしても、人選案件として提案するには、任期の3か月前が現実的であり、どこでも市町村もそのような日程で行っているのが現状であると思います。 一定期間に推薦される候補者について、一括して意見を聴くことも可能とありますが、半年以上先の委員の議会承認を得るのは現実的でないと考えます。 また、後任候補が決まらず議会提案が遅れてしまふ、前任者が任期を引き延ばしている案件はやはりあると思えます。 議会の同意を省くことができれば、後任候補者をより早く推薦することが可能となり、併せて人権擁護委員が増えている現状ではかなりの負担軽減となるものかと期待できます。			
103	人権擁護委員推薦の 議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局から弁護士会及び人権擁護委員連合会の意見を求める規定もあり、市町村議会の意見を義務付ける必然性はないと思われる。 地方議会の諮問の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村推薦手続きが簡素化され、議会及び市町村の業務負担が減少する。	人権擁護委員法第6条第3項		法務省	栃木市	C 対応不可	人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ。これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・捜査に際して、被害者・被害者家族に接して行うことが期待される立場にあることに加え、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたのである。こうした市町村長の推薦に偏ることなく、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする取組の維持が重要であることと不可分である。また、同条第2項において、市町村長が推薦し得る者の中から法務大臣が委嘱を行うに当たり、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴くこととしているところ。弁護士については、人権擁護委員の選任に際しては、その職務の厳格性に鑑み、また、当該都道府県人権擁護委員連合会については、当該都道府県における人権擁護委員の確保に資することから、それぞれが地方の民意及び民意から意見を伝えることと目的としている。すなわち、これらの手続は、議会の意見を聞く手続として、段階及び目的を異にしているものである。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。 なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の要綱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村の实情等に応じて、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聴くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。	人権擁護委員の推薦は、法務局からの推薦依頼により、任期満了の半年前から地域の活動状況、人格等を考慮し、選定していることであり、合併により地域も広がり、状況等を把握するに多の時間、労力を費やしている状況である。 現状においても、人選段階で、地元の有識者等の意見を聞き、幅広く情報収集している状況であり、民意は多角的に十分反映されていると考える。1党派に偏ること危惧する必要はそれほどないと思われる。 昨年度も同様の意見が他市からでており、多くの市町で同じように考えていると思われる。実務側の感覚とずれがあるように思われる。 また、平成25年度に見直しが図られているというものの、法務局からの推薦依頼は、任期満了の度にあり、市町村としては、その推薦依頼に基づき、その都度議会に諮問せざるを得ない。 法務局は、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補について、一括して意見を聴取するなど、市町村における事務の簡素化を図られた。			
318	人権擁護委員候補推薦の 議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けの廃止。	人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長村長は市町村議会の意見を聞いて委員候補者を推薦することが求められている。 人権擁護委員の任期は3年間で、任期満了日が、それぞれ委員によって異なるため、年4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせて推薦が必要で、該当委員の任期満了から逆算すると、半年以上前からの事務作業を要し、その手続きが負担となっている。 また、居住する市町村を区域とする委員を市町村長が推薦後、議会諮問が必要なのは人権擁護委員だけであり、行政相談員、民生委員などの推薦手続きと差がある。 以上ことから、事務手続き等の簡略化を図るため、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限とし、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。	人権擁護委員法第6条第3項		法務省	秋田市	C 対応不可	人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ。これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・捜査に際して、被害者・被害者家族に接して行うことが期待される立場にあることに加え、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととするところにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたのである。こうした市町村長の推薦に偏ることなく、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする取組の維持が重要であることと不可分である。また、人権擁護委員以外の委員等についても、その職責等に即した適切な選任の仕組みがそれぞれ定められているものと認められること。人権擁護委員については、委員の確保に基づき職行する人権擁護委員の確保が重要であり、民主的な選任により選取られることから、現行の推薦の手続きが定められているものである。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。 なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の要綱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村の实情等に応じて、市町村議会の意見を聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聴くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。	人権擁護委員法第6条第2項により、要綱は、市町村長推薦の候補者に、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会が意見を付す規定がある中で、市議会の意見を義務付ける必要性はないと考える。また、地域社会において高く信頼されている民生委員の推薦において、議会の同意を要しないものである。 なお、人権擁護委員の選任については、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、年4回の要綱が定められ、推薦を行っているが、法務局の委員推薦の効率化及び市町村の事務負担の軽減、組織体活動の安定化を図る観点から、各法務局の実情に応じ、要綱回数を集約する弾力的運用が開始されることとなり、山形地方法務局では、年4回から年2回に変更することに関する意見照会があったところ。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		議決結果 (※26対応方針(平成27.10.30閣議決定)後補) ※27対応方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<※27>として併記 ※28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<※28>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	備考	
15	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可 人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補充する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、適任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要があります。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが通常に機能している証左でもあると考えている。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。 なお、現状において、要囑回数4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議したい。	6【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の態度を行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付法務省権総第73号)	
103	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可 人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補充する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、適任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要があります。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが通常に機能している証左でもあると考えている。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。 なお、現状において、要囑回数4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議したい。	[再掲] 6【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の態度を行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付法務省権総第73号)	
318	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可 弁護士会や都道府県人権擁護委員連合会においては、市町村長から推薦された個々の候補者について、それぞれの団体の立場及び視点から意見を付すものであり、議会の意見を聞く手続とは、段階及び目的を異にするものである。 また、人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補充する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕の職務として選出等を行う長年委員等の職務とは大きく異なり、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。 民生委員の要囑の推薦に際しては、合議体である民生委員推薦会の意見を求めているところ、人権擁護委員の要囑の過程で求められる市町村の議会の意見の聴取は、これに相当する機能を有する。 以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難であると考える。 なお、御指摘のあったとおり、要囑発令回数等を任意に選択できるよう直しを行い、現在、法務局において調整を図っているところである。人権擁護委員の要囑事務の効率化及び市町村の事務負担の軽減に資する観点から導入するものであるため、実施に当たっては、各地の実情に応じた事務改善につながるよう法務局と十分協議されるようお願いしたい。	[再掲] 6【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の態度を行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付法務省権総第73号)	